

消費者教育について

1 学習指導要領における位置付け【別添1左】

平成29年（高等学校は平成30年）に告示された学習指導要領では、重要事項の一つとして「消費者教育」が挙げられている。

2 学校現場に求められている〇〇教育【別添1右】

学校現場においては、表に示されているような〇〇教育があり、各教科等固有に位置付けられているもの以外にも、多種多様に存在している。消費者教育も、教科としての時間は確保されていないので、各教科等の授業の中で関連する内容を消費者教育として位置付け、学んでいくことになる。

3 学校教育における「消費者教育」の目的等について

令和4年4月1日から民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることを見据えて、消費者教育は、学校において一層重視されており、消費者トラブルの被害にあわないことや、合理的意思決定ができることなど、自立した消費者としての資質・能力の育成を目的として行っている。

<p><b>自立した消費者とは</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□被害にあわない消費者であること</li> <li>□合理的意思決定ができる消費者であること</li> <li>□社会の一員として、より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与すること</li> </ul> <p>特に、これから成人になる児童生徒に対しては、発達段階に応じてこれらの力を身に付け、消費者として積極的な社会参加ができるようにしていくことが求められている。</p>
---

4 各学校での学習内容

各学校では、【別添2】のように、全体計画と各教科等の消費者教育に関する学習内容の一覧表を作成し、社会科や家庭科など各教科等の内容を学習する際に、関連付けて学んでいる。今回の学習指導要領の改訂を受け、各教科等における消費者教育に関する内容も更に充実し、小中高の連続性を図り、自立した消費者としての資質・能力を身に付けるための教育が始まっている。

- 令和2年度からの小学校家庭科における『売買契約の基礎』【別添3】
- 令和3年度からの中学校社会科における『消費者保護の意義』【別添4】
- 令和4年度からの高等学校における新科目『公共』のスタート、家庭科では新たに、生涯の経済生活を見通し、将来に備えた『資産形成』【別添5】

5 市教育委員会の主な消費者教育の取組

(1) 消費者教育推進事業

ア 事業の目的

消費者教育の推進に関する法律及び鹿児島市消費生活条例に基づき、本市中・高校生が消費者トラブルに巻き込まれないために必要とされる資質を育成する。

イ 事業の概要

令和3年度から令和5年度にかけて、全中・高等学校の生徒を対象に講師を招聘し、社会科、技術・家庭科、家庭科、総合的な学習（探究）の時間等を活用した講演会や出前講座を実施する。（第1期H25～H28、第2期H29～R2、第3期R3～R5）

ウ 事業の実施方法及び内容

- ・ 各学校が、実施時期や学年、内容等を検討し、講師と直接打合せを行い実施する。
- ・ 本年度は、オンラインゲームでの課金、SNSやインターネットでの契約トラブルや成年年齢引き下げ等について、法律に基づいて説明していただく学習内容が多い。

エ 講師

県弁護士会、消費生活センター相談員との連携を図り決定する（R3は全て弁護士会）。



オ 実施年度及び実施校

実施年度	実施校	
令和3年度 (14校)	吉田南中、緑丘中、吉野中、清水中、甲南中、伊敷中、桜島中、福平中、皇徳寺中、城西中、鴨池中、伊敷台中、東桜島中	鹿玉龍高
令和4年度 (14校)	黒神中、東谷山中、和田中、錫山中、喜入中、鹿玉龍中、吉田北中、郡山中、坂元中、武岡中、西陵中、南中、紫原中	鹿女子高
令和5年度 (14校)	河頭中、谷山中、谷山北中、吉野東中、長田中、甲東中、明和中、武中、天保山中、西紫原中、松元中、星峯中、桜丘中	鹿商業高

カ 生徒アンケート（抜粋）

- 「私は、自分専用のスマートフォンを持っています。今のところ、変なメールやトラブルなどはありませんが、もしそのようなことがあったら・・・とヒヤヒヤしました。もし、そのようなことがあったらすぐに親に知らせて大事にならないようにしないとと思いました。今回のことを、これからの日常生活に生かしていきたいと思います。」
- 「トラブルにあったら、その業者に電話するのではなく、188に電話して解決していこうと思います。」

(2) その他

- ア 学校の特色を生かした教育課程における消費者教育の明確な位置付け（「消費者教育全体計画」の作成）【別添2】
- イ 外部資源の活用（教職員の指導力の向上）  
市消費生活センター・・・「消費生活出張講座」  
県司法書士会・・・「高校生のための消費者教育教室」
- ウ 最新の消費者問題に対応した学習資料の活用
  - ・ 小学校「わたしたちの暮らし」市消費生活センター
  - ・ 中学校「消費者教育学習資料（知っとく!）」市消費生活センター
  - ・ 高等学校「社会への扉」消費者庁
  - ・ 小・中学生向け消費者教育デジタルコンテンツ教材  
市消費生活センター



これらの学習資料の中にも、相談場所や相談電話「188」の紹介があることから、本市でも相談が増えてきていると考えられる。

## 学習指導要領に関する参考資料

学習指導要領では、重要事項の一つとして「消費者教育」があげられ、各教科等においても消費者教育に関する内容が更に充実されました。

### 新たに取り組むこと、これからも重視することは？

<b>プログラミング教育</b> コンピュータがプログラムによって動き、社会で活用されていることを体験し、学習します。	<b>外国語教育</b> 「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の力を総合的に育みます。	<b>道徳教育</b> 自分ごととして「考え、議論する」授業などを通じて道徳性を育みます。	<b>言語能力の育成</b> 国語を要として、すべての教科等で子供の言葉の力を育みます。	<b>理数教育</b> 観察、実験などにより科学的に探究する学習活動や、データを分析し、課題を解決するための統計教育を充実します。
<b>伝統や文化に関する教育</b> 我が国や郷土が育んできた日本の伝統や文化を学びます。	<b>主権者教育</b> 社会の中で自立し、他者と連携・協働して社会に参画する力を育みます。	<b>消費者教育</b> 契約の重要性や消費者の権利と責任などについて学習し、自立した消費者として行動する力を育みます。	<b>特別支援教育</b> 幼児期から高等学校段階まで、全ての学校で障害に応じた指導を行い、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばします。	

学習指導要領において消費者教育がどのような形で記載されているか資料でみてみよう

### <学習指導要領において充実した内容の例>

<b>①小学校</b> (社会科) ・販売や生産の仕事、消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていることを理解すること (家庭科) ・売買契約の基礎について触れること	<b>②中学校</b> (社会科〔公民的分野〕) ・消費者の保護について、それらの意義を理解すること (技術・家庭科〔家庭分野〕) ・クレジットなどの三者間契約についても扱うこと ・売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解 ・自立した消費者としての責任ある消費行動を考え、工夫すること	<b>③高等学校</b> (公民科〔公共〕) ・多様な契約及び消費者の権利と責任 (家庭科) ・契約の重要性、消費者保護の仕組み
---	--	--

※新しい学習指導要領リーフレットより

### 参考資料

・学習指導要領における消費者教育に関する主な内容(抜粋) 	・平成29・30年改訂学習指導要領、解説等(文部科学省) 	・暮らしに役立つ情報(政府広報オンライン) 
---	---	--

このホームページを参考にしてみてください

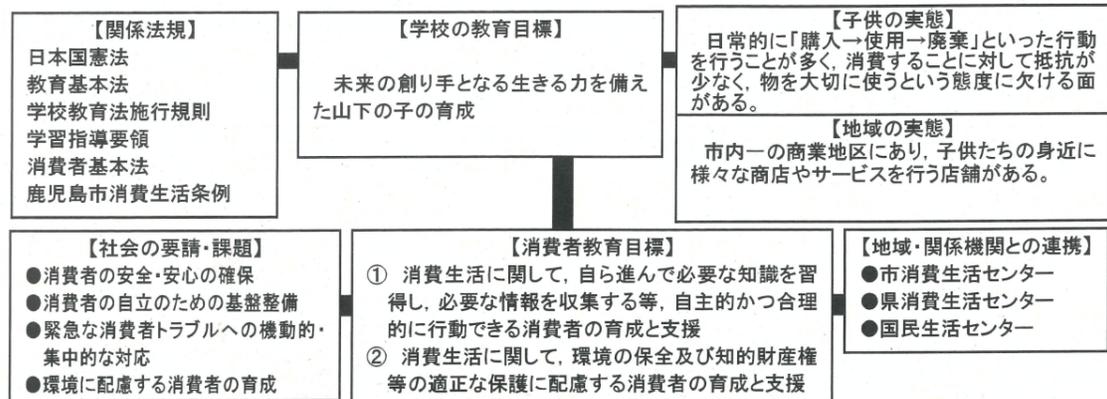


## 児童生徒が学習を求められている「〇〇教育」の種類

名称	名称
1 国語科教育	こころの教育 51
2 社会科教育 (歴史教育、地理教育、公民教育、公共教育)	防犯教育 52
3 算数科教育、数学科教育	交通マナー教育 53
4 理科教育、生物教育、地学教育、化学教育、物理教育	(性犯罪)被害予防教育(2020) 54
5 外国語教育、英語科教育	へき地教育(へき地・小規模校教育) 55
6 生活科教育	職業教育(2016) 56
7 音楽科教育	アントレプレナーシップ(起業家育成)教育 57
8 図画工作科教育、美術科教育	志教育(2016) 58
9 体育科教育、保健体育科教育	ライフデザイン教育、ライフプランニング教育 59
10 家庭科教育、技術・家庭科教育	図書館教育 60
11 総合学習教育(総合的な学習(探求)の時間)	河川教育 61
12 特別活動教育	睡眠教育(眠育) 62
13 道徳教育	暴力追放教育 63
14 産業教育(産業技術教育)	モビリティ・マネジメント教育(交通環境学習) 64
15 工業科教育	そら育 65
16 農業科教育(畜産教育)	住育 66
17 伝統や文化に関する教育、郷土教育、ふるさと教育、鹿児島弁教育	衣育(制服)、服育 67
18 主権者教育(政治参加教育、司法参加教育、労基法教育)	リーダーシップ教育(2020) 68
19 消費者教育(金銭・金融教育、金融経済教育)	STEAM教育(Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics)(2019) 69
20 法教育	浴育 70
21 知的財産に関する教育	文化(財)教育 71
22 郷土や地域に関する教育	原子力・エネルギー教育 72
23 海洋教育、海技教育	政治教育 73
24 環境教育	市民教育 74
25 放射線教育	コミュニケーション教育 75
26 生命尊重教育、命の教育、飼育教育、動物愛護教育	掃除教育 76
27 動物介在教育	宇宙教育 77
28 ガン(がん)教育	自然体験教育、野外教育 78
29 心身の健康の保持増進に関する教育	旅育 79
30 食に関する教育	木育 80
31 防災を含む安全に関する教育、津波教育、リスク教育	鉄育 81
32 地球教育(地球にかかわる教育2020)	和文化教育 82
33 キャリア教育	多文化教育(平等な学習機会) 83
34 特別支援教育、インクルーシブ教育	比較教育(各国の教育制度研究) 84
35 情報(化)教育、情報モラル教育、コンピュータ利用教育	日本語教育(①帰国した子供を対象としたもの) 85
36 人権教育、人権同和教育	日本語教育(②美しい日本語を教える特区) 86
37 性教育、SOGI(ソジ)教育、LGBTQ	言語文化教育 87
38 平和教育	書写書道教育 88
39 ESD持続可能な開発のための教育、持続発展教育、SDGs	科学教育 89
40 国際理解教育	観光ホスピタリティ教育 観光教育(文科省、観光庁) 90
41 福祉教育、健康教育、福祉・健康教育、幼少児童健康教育、障害理解教育	協同教育 91
42 食農教育	スポーツ教育(スポーツ基本法 平成23年) 92
43 自殺予防教育、SOSの出し方に関する教育	オリパラ教育(2016)(スポーツ庁) 93
44 薬物乱用防止教育	乳幼児教育 94
45 いじめ防止教育	ピアノ教育 95
46 ICT教育、先端教育、ネットリスク教育	人間教育(人間力) 96
47 コンピューティング教育(2014英)、プログラミング教育(2016)	異文化理解教育(国際教育) 97
48 租税教育	グローバル人材育成教育、グローバル教育 98
49 著作権教育、知財教育	イマージョン教育(外国語での教科学習) 99
50 NIE(教育に新聞を)	
領土・領海教育	
ユニバーサルデザイン教育	

消費者教育

1 全体計画



領域	消費者教育に関する指導の到達目標
安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 商品を安全に扱うための基本的な決まりを守ることができる。</li> <li>○ 身の回りの商品の安全に関するマークや品質表示に気付くことができる。</li> <li>○ 商品によって被害を受けた場合に、被害を身近な人に説明できる。</li> </ul>
契約・取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身の回りの商品を買うときに、必要性を考えた上で、価格や品質を比較することができる。</li> <li>○ 小遣いを家族と相談して計画的に使うことができる。</li> <li>○ 約束や社会のきまりを守ることができる。</li> <li>○ 商品購入の際に不安になったときは、身近な人に説明し、解決方法を相談できる。</li> </ul>
情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報の収集などの際に情報通信を適切に活用できる。</li> <li>○ 情報通信を活用する際に、個人情報大切にすることなどの配慮ができる。</li> </ul>
環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身の回りの商品の環境に関するマークに気付くことができる。</li> <li>○ 自分の消費生活が環境に及ぼす影響に気付き、商品の使用・廃棄について適切な対処ができる。</li> <li>○ 身近で取り組まれている環境保全活動の方法を話し合ったり参加したりすることができる。</li> </ul>

2 各教科等との関連

各教科の学習内容と消費生活に関する指導内容の関連を図った学習を通して、消費者教育を行う。

各教科	領域	道徳科	領域
国語	目的に応じて文章の内容を的確に捉え、事実と意見との関係をおさえ、自分の考えをもつ姿勢を育てる。	消費生活に関連した、モラルや規範意識及び問題解決に向けて他者と協力する態度を育てる。	安全情報
社会	地域の産業や消費生活の様子、我が国の産業の様子を学習することを通して、自身の消費生活を振り返り、よりよい消費生活を心掛ける姿勢を育てる。	健康や安全への配慮 物や金銭を大切に 多様な価値観にふれる 約束やきまりを守る 自然環境を大切に 節度ある生活を心がける	安全情報 契約・取引 環境
算数	日常の事象(買い物の問題等)を通して、問題解決的な学習場面を設定し、解決のための方法や結果についての思考を深め、普段の生活に生かす姿勢を育てる。	総合的な学習の時間	安全情報 環境
理科	「水溶液の性質」の学習において、子供とともに学習後の廃液の処理について考えることにより、生活排水の環境負荷にも配慮できる態度を育てる。	情報、環境、福祉・健康をテーマとした学習を通して「消費生活」への関心を高め、自分の課題を解決する資質や能力を育てる。	安全情報 環境
生活科	自分が必要なものを、身近にあるものを利用して作るとともに、物を繰り返し活用したりする力を育てる。	特別活動	安全情報
音楽	著作権、著作隣接権など知的財産権について学習し、著作権者が果たす大切な役割を尊重する態度を育てる。	集団の一員としての自覚を深め、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的態度を育てる。	安全情報
図工	身近にある廃材等も積極的に活用し、その形や色などを基にイメージしたものをつくらうとする意欲を育てる。	外国語・外国語活動	契約・取引
家庭	物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考える学習を通して、身近な物の選び方、買い方に配慮して、適切に購入する力を育てる。	買い物など身近な暮らしの場面を取り上げて、外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。	契約・取引
体育	運動の場や用具の安全に気をつけ、運動のきまりを守る活動を通して、安全に行動する態度を育てる。		安全

3 教科・領域における消費者教育に関する教材一覧

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
4			(総)「情報」 ・ コンピューターと友達になろう	(総)「情報」 ・ インターネットで必要な情報を探そう	(総)「情報」 ・ パソコンで自分の考えを表現しよう	(社) 「わたしたちの生活と政治」 ・ わたしたちの暮らしと日本国憲法 (総) 「修学旅行を成功させよう」
5		(生) 「わたしたちの野さいばたけ」 ・ 夏野菜を植え、世話をする。	(総)「情報」 ・ コンピューターと友達になろう			(総) 「修学旅行を成功させよう」
6	(図) 「みんなでつくるろくがつどう」	(図) 「みんなでつくるろくがつどう」	(図) 「みんなでつくるろくがつどう」	(社) 「住みよいくらしをつくる」 ・ ごみのしよりと利用	(家) 「整理・整頓で快適に」 (社) 「わたしたちの生活と食料生産」 (総) 「身の回りの福祉について考えよう」 (図) 「みんなでつくるろくがつどう」	(家) 「クリーン大作戦」 (図) 「みんなでつくるろくがつどう」
7	(学) 「楽しい夏休み」 ・ 夏休みの過ごし方について話し合う。	(学) 「楽しい夏休み」 ・ 夏休みの過ごし方について話し合う。	(学) 「楽しい夏休み」 ・ 夏休みの過ごし方について話し合う。	(学) 「楽しい夏休み」 ・ 夏休みの過ごし方について話し合う。	(学) 「楽しい夏休み」 ・ 夏休みの過ごし方について話し合う。	(学) 「楽しい夏休み」 ・ 夏休みの過ごし方について話し合う。
9	(図) 「はこはこをくみあわせて」	(生) 「わたしたちの野さいばたけ」 ・ 最後の夏野菜を収穫し、振り回そう	(社) 「はたらく人とわたしたちの暮らし」 ・ 店ではたらく人		(総) 「身の回りの福祉について考えよう」	
10					(総) 「身の回りの福祉について考えよう」	(総)「情報」 ・ 情報を発信しよう
11	(生) 「あきをたのしもう」 (図) 「あそぼうよ バクバクさん」	(生) 「もっとなかよし まちたんけん」 ・ 木市見学に行つて冬野菜の苗を買う。	(学) 「楽しい冬休み」 ・ 冬休みの過ごし方について話し合う。	(学) 「楽しい冬休み」 ・ 冬休みの過ごし方について話し合う。	(学) 「楽しい冬休み」 ・ 冬休みの過ごし方について話し合う。	(理) 「電気と私たちの暮らし」 ・ 電気の有効利用 (学) 「楽しい冬休み」 ・ 冬休みの過ごし方について話し合う。
12	(学) 「冬休みの過ごし方」 ・ 冬休みの過ごし方について話し合う。	(生) 「わたしたちの野さいばたけ」 ・ 冬野菜を植え、世話をする。 (生) 「せいこうせよう山下まつり」 (学) 「冬休みの過ごし方」 ・ 冬休みの過ごし方について話し合う。	(学) 「楽しい冬休み」 ・ 冬休みの過ごし方について話し合う。	(学) 「楽しい冬休み」 ・ 冬休みの過ごし方について話し合う。	(学) 「楽しい冬休み」 ・ 冬休みの過ごし方について話し合う。	(理) 「電気と私たちの暮らし」 ・ 電気の有効利用 (学) 「楽しい冬休み」 ・ 冬休みの過ごし方について話し合う。
1					(家) 「生活を支えるお金と物」 ・ 買い物の仕方を工夫しよう	(理) 「水溶液の性質とはたらき」 ・ 学習者の態度の処理の仕方について考える
2					(算) 「割合」 「いろいろなグラフ」 (家) 「生活を支えるお金と物」 ・ 買い物の仕方を工夫しよう	(家) 「持続可能な社会を生きる」 (理)「地球に生きる」 ・ 人と環境の関わり
3	(学) 「楽しい春休み」 ・ 春休みの過ごし方について話し合う。	(学) 「楽しい春休み」 ・ 春休みの生活で、注意することを話し合う。	(学) 「楽しい春休み」 ・ 春休みの生活で、注意することを話し合う。	(学) 「楽しい春休み」 ・ 春休みの生活で、注意することを話し合う。	(社) 「わたしたちの生活と環境」 ・ 環境を守る私たち (学) 「楽しい春休み」 ・ 春休みの生活で、注意することを話し合う。	
	【学級活動】 ・ 長期休業中の過ごし方 【委員会活動】 ・ 赤い羽根募金 ・ 緑の募金			【学校行事】 ・ 修学旅行 ・ 一日遠足		
その他	【清掃活動】 ・ 自主清掃 【あいご会活動】 ・ 日曜城山登山での清掃活動 【PTA活動】 ・ ベルマーク収集 【その他】 ・ 照国神社六月燈			・ なかよし清掃 ・ 校区清掃活動		